

府中町長交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、町政運営における有益性を鑑み、町政運営上又は町の利益のために町を代表して外部と交際するために要する経費（以下「交際費」という。）の支出に関し、必要な事項を定め、町政に対する町民の理解と信頼を深めるとともに、公平で公正な執行を図ることを目的とする。

(支出できる職)

第2条 交際費は、町長、副町長及びその代理者が支出できるものとする。

(支出の相手方)

第3条 交際費は、公務上又は社交儀礼上必要な次の者（団体を含む。）に限り、支出できるものとする。

- (1) 府中町の事務事業と直接かつ密接な関係にある者
- (2) 町政に関し、顕著な功労があった者
- (3) 災害又は事故等にあった者
- (4) その他前各号に掲げる者に準ずる者として、町長が必要と認める者

(支出区分)

第4条 交際費の支出区分は、次のとおりとする。

- (1) 儀礼的経費
慶事、弔事、見舞いその他の慶弔等に係る儀礼的な経費
- (2) 社交的経費
各種会合等に出席する際の会費、懇談費その他社交に必要な経費
- (3) 賛助経費
協賛金、激励金等、行事、事業等に対する賛助的な経費
- (4) 前3号に掲げる経費以外で、交際上必要な経費

(支出基準)

第5条 交際費の支出基準は、別表第1のとおりとする。ただし、別表第1に掲げるものの以外の事案が発生した場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。

(支出状況の公表)

第6条 この基準に基づく交際費の執行状況を公表する。

2 前項に規定する公表における項目は、次のとおりとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出年月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容等

3 第1項に規定する公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までに府中町公式ホームページに掲載する。

(その他)

第7条 この基準は、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条に規定する支出状況の公表は、平成 29 年 4 月 1 日以降の交際費の支出から適用する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 2 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 6 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

支出区分		支出内容	支出額	摘要
儀 礼 的 経 費	慶事	祝事、記念行事、総会、祝賀会、大会等への出席祝金	5 千円以上 1 万円以内	
		祝電	別表第 2 のとおり	
	弔事	葬儀等に対する弔電、供花、香典等又は弔慰金に係る経費	別表第 3 のとおり	
	見舞い	病気や災害に係る見舞いで、町長が特に必要と認めるもの	1 万円以内	他都市への災害等の見舞を除く。
	その他	町政運営上必要な儀礼的経費	社会通念上妥当と認められる額	
社 交 的 経 費	会費	祝事、記念行事、総会、祝賀会、大会等への会費。ただし、政治団体の政治資金パーティー等は除く。	案内状等に記載された金額。ただし金額の明記がない場合は、行事内容、会場等の状況を勘案し、1 万円以内で相当と認められる額	
	懇談費	町政運営上有益な交際を目的とする懇談に要する経費	社会通念上妥当と認められる額	
	その他	町政運営上必要な社交的経費	社会通念上妥当と認められる額	
賛 助 経 費	協賛金	活動趣旨から公益性が特に認められるものに対し、協賛するために要する経費	社会通念上妥当と認められる額	町費から補助、助成等を受けているものを除く。
	激励金	全国大会への出場等に際し、町長に表敬訪問を行ったときに支出する経費	1 万円（団体にあっては 2 万円）	町費から補助、助成等を受けて出場又は参加する場合、及び町立学校の部活動を除く。
	その他	町政運営上必要な賛助経費	社会通念上妥当と認められる額	
その他経費		町政運営上必要な交際に要する経費として、町長が特に認めたもの	社会通念上妥当と認められる額	

別表第2

区分	町行政関係者等
慶事（祝電）	叙勲受章者（町行政に関与した人）
	町行政に係る国会議員、県知事、県議会議員、他市町長選挙当選者
	一般職員（現職）の婚姻
	その他町長が特に必要と認める者

別表第3（弔事）

町行政関係者等	香 典	生 花	弔 電
町政功労者（祭祀料として支出）	3 万円	○	○
町議会議員	1 万円	○	○
町議会議員の配偶者、子、父母	5 千円	○	○
元町議会議員			○
行政委員会の委員等	5 千円	○	○
各種審議会等の委員	5 千円		○
町内会長	5 千円		○
特別職（常勤）	1 万円	○	○
特別職（常勤）の職員の配偶者、子、父母	5 千円	○	○
特別職（元職）			○
一般職（現職）	5 千円	○	○
一般職の配偶者、子、父母		○	○
一般職（元職）			○
教職員（現職）	5 千円	○	○
郡内の元町長（町村会と連携）	社会通念上妥当と認められる範囲		
その他町長が特に必要と認める者	社会通念上妥当と認められる範囲		

備考

- 1 行政委員会の委員等とは、教育委員、選挙管理委員、監査委員、固定資産評価審査委員及び民生委員をいう。
- 2 各種審議会等の委員とは、当町の附属機関の委員、任意で設置した委員会等の委員をいう。
- 3 生花は一对とし、2万円程度とする。